

「第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 3 月 3 日（火） 11 時 15 分

都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは「第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催します。

新型コロナウイルス関連の最新の状況です。国内外の発生状況ですが、3 月 2 日 12 時の時点で、患者数については 8 万 8 千を超える数になっております。都の発生状況ですが、2 日の 12 時の時点で 39 名が確認をされております。

国の動きになります。先週末から国におきましては、第 14 回から 16 回まで 3 回の対策本部会議、第 4 回目の専門家会議が開催されております。14 回から 16 回までの政府対策本部会議の資料を配布しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、都の対応のところでは、新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組を策定いたしました。また、文部科学大臣あての緊急要望を実施したところであります。横浜港沖に停泊しておりますクルーズ船への対応については、706 名の陽性患者が確認され、これまでのところ 204 名を受け入れているという状況にあります。

新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。生活文化局では、広報東京都 3 月号 1 面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージ等を掲載しております。また、福祉保健局では、防護服等について、2 回にわたって合計 46,200 着を提供しているところです。

それでは、福祉保健局長から報告をお願いいたします。

【福祉保健局】

まず、新型コロナウイルスの病原体の検査の実施状況でございます。今回から検査の全体像をよりリアルにお伝えしたいということから、表の表し方を工夫してみました。まず上段、検査実績の欄でございます。これは、いわゆる検体数をベースに都内発生分とその他で整理してございます。現在、1,703 件の検体の検査を実施いたしました。そのうち、都内発生分として 1,145 件、その他、これはいわゆるチャーター機帰国者、クルーズ船の乗客の方の対応ということで、558 件の検体の検査を行っております。ただ、実際の検体検査にあたりましては、同一の対象者に複数の検体を検査することがございますので、これを人ベースに落とし込んだのが下段でございます。特に、都内発生分が最大のポイントになることから、その部分の検査陽性者の状況等をより詳細に掲げてございます。まず、検査実施例として 801 名、検査の実施を行いました。うち、陽性者数累計で 39 名でございます。この方々の今の状況ということで、右をそれぞれご覧いただきますと、入院中の方が現在 23 名、その状態としましては、軽症・中等症の方が 18 名、重症の方が 5 名、それから、極めて残念ながら、1 名の方がお亡くなりになっています。それから、15 名の方が既に退院をされている、こういった状況でございます。

次に、検体の検査の実施数を日ごとに整理したものでございます。上段が地域ごとの状況、下段が棒グラフで整理させていただきました。下の棒グラフをご覧いただきたいのですが、1 月 25 日以降を掲げてございます。特に 1 月 31 日のところでございますが、棒が非常に突出しておりますが、これがクルーズ船の方々の分を対応した時でございます。この時期はまだ検査自体に 14 時間くらいかかる状況だったものですから、一定の期間、時間を用意してこれを対応したということでございます。その後 2 月に入り、2 月 13 日以降、都内の陽性患者の方が発生しておりますが、その後は都内発生分がクルーズ船等よりも増してですね、対応数が増えている。こういった状況でございます。

次が、毎回ご案内しておりますが、電話相談センターの対応状況でございます。今回からですね、帰国者接触者電話相談センター、これは全国共通のネーミングなんですけど、より都民の方に分かり

やすくということで、新型コロナ受診相談窓口という形で広く広報させていただいております。その受付状況等につきましては2番の相談対応件数というところをご覧頂ければと思いますが、おおむね2月の3段目でございますが、2月25日以降がですね、日中の各保健所に対応していただいている分の件数が相当伸びてきているという状況が見てとれると思います。

最後に、一般相談の分でございます。ここにつきましても、ネーミングを新型コロナコールセンターとして分かりやすく整理させていただいております。このコールセンターにつきましては、1番下段、2月28日から、民間委託も活用いたしまして回線数を概ね倍増いたしまして対応させていただいているところでございます。初日の2月28日につきましては、トータル500件を超える御相談・問い合わせがあったという状況でございます。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。学校等の状況について教育長からお願いします。

【教育庁】

都内公立学校等における対応状況についてでございます。

前回2月26日の本部会議でも申し上げましたが、集中対策期間の対策として、更なる感染拡大防止に向け、時差通学の実施や春季休業期間の前倒しということで、都立学校のほうで取り組むことといったところでございますが、その後国の方から方針変更ということがあり、全国一斉の休校を行うこととなりましたため、都としても、これを踏まえまして、都立学校については、原則として3月2日、昨日から春休みまでの間、休校とすることにいたしました。

また、卒業式につきましては、参列者の制限、あるいは時間の短縮等により実施すること、都立高校の分割後期入試などにつきましては、検査会場において感染症予防対策を行った上で予定どおり実施すること、あるいは自宅での学習については、ICT活用によるオンライン学習が可能な学校については、積極的にオンライン学習に取り組むことなど、諸課題についての対応についても定め

ました。

そして、区市町村教育委員会に対しましては、都立学校の方針を参考に、新学期に向けた円滑な移行、休校中の学習や生活にかかる指導などの観点から、休校の開始日等につきましては、地域の実態に応じた対応を要請したところでございます。

次に、都内公立学校の昨日時点の休校等の状況についてですが、全ての都立高等学校等につきましては、昨日から春休みまでの休校ということが実施に入っております。

また、区市町村立学校につきましては、概ね8割5分の自治体で3月2日から休校となっておりまして、残りの自治体につきましても、本日あるいは明日中には休校に入る予定でございます。

さらに、一部の自治体では、休校期間を概ね2週間とし、その後につきましては別途判断する予定とのことですが、全体としては概ね9割の自治体は、春休みまで休校とする予定となっております。さらに、一部の自治体では休校期間を二週間ということで取り組んでいるところもございまして、その後につきましては別途判断するという予定となっておりますけれども、全体では9割の自治体は春休みまで連続して休校ということになっております。

一方、保護者等の状況であります。家庭の状況によりましては、児童・生徒の日中の居場所を確保する必要もございまして、区市町村教育委員会に対しては、首長部局と連携した対応を依頼しているところでございまして、学童クラブでの受入れを中心として、放課後子供教室の活用など、各区市町村で居場所確保に向けた様々な対応が実際にはじまっております。

なお、昨日付で文部科学省及び厚生労働省から通知がございまして、子供の居場所の確保を図るための方策等が整理をされまして、学童クラブなどの業務に学校の教職員が携わることは可能とされました。これに関しましても区市町村教育委員会に対し、改めて依頼してまいります。

一方で、特別支援学校につきましては、基本的には休校という扱いをしておりますけれども、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な子供、あるいは子供たちの精神的な安定という観点から配慮が必要な場合などには、必要に応じて学校で過ごせるように対応することといたしております。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。臨時休業等に関連した対応につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局】

今、教育長からお話しいただきました、学校の臨時休業に伴いまして、保育所・学童クラブ等の状況についてご説明いたします。保育所・学童クラブにつきましては、感染の予防に十分留意したうえで、原則として開所する、という方向で区市町村に要請させていただきました。結果、保育所等につきましては休園する自治体はございません。学童クラブ等につきましては、設置する 57 自治体中、55 自治体が開所、うち 51 の自治体が長期休暇、いわゆる夏休みと同様、午前中から子供をお預かりするという形での開所を進めるという風に整理されてございます。こうした区市町村に対して私どもとしましても、支援策ということで、以下、4 点を掲げさせていただいております。

学童クラブの開所のところでは、午前中から開所する場合についての運営費についての助成、また、②の児童館等を活用したい場所の確保、③の保育施設を活用した一時預かりの実施等の、居場所の確保にご協力いただいて、その事業を活用しながら支援を行っていきたいと考えております。さらには、ベビーシッターの活用ということで、ここにつきましては、小学生を対象に拡大いたしまして、対応させていただければと考えています。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。イベント・都有施設の状況につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局】

政策企画局からは、都主催のイベントや都民利用施設における対応状況について、報告いたします。

去る2月21日に開催された第9回の本部会議において、2月22日から3月15日までの間に開催を予定している都主催のイベントについて、その対応方針を報告させていただいたところです。この対応方針を受け、中止又は延期の決定をした都主催のイベントや説明会などについて、政策企画局でとりまとめ、随時、都の公式ホームページに掲載をし、一覧できるよう情報提供しております。3月2日現在、中止または一部中止、延期などの対応を行ったイベントは、あわせて387件となっており、今後も随時更新していく予定でございます。

また、今般、それに加えて、都民利用施設における休館又は一部休館といった対応状況についても、新たに情報を取りまとめ、お手元の資料の通り、都の公式ホームページに掲載しました。

各局の皆さまに対しては、この間、限られた時間での調査にご理解とご協力をいただいたことについて、この場をお借りして感謝申し上げます。

なお、それぞれの情報につきましては、ホームページ上で随時更新していますので、各局の皆さまにおきましては、引き続き政策企画局に対する情報提供のご協力をお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。都職員、あるいは都庁等の取り組みにつきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局】

まず感染拡大防止の取り組みについてでございますが、これにつきましては、前回申したことでございますが、取り組みのさらなる強化を行いまして、職員の出勤を抑止する、といたしております。昨日からすでに実施されていることと思いますが、内容的には時差出勤、週一回を目安とし

た自宅勤務の実施、また学校の臨時休業・休校に伴いまして、小学生以下のお子さんを持つ職員の優先的なテレワークや時差勤務の弾力的な運用等、強化を行ったところでございます。引き続き積極的な対応を各局にお願いしたいと思います。

都庁舎におきましては、明日の始業時から、一般の来庁者の皆さま全員に対し、非接触型体温計による検温を実施したいと思います。

体調がすぐれない方は、都庁舎への来庁をお控えいただき、各部局等への用件は、できる限りメール、電話等による方法で御対応いただくよう御協力をお願いしたいと思います。

また、各局におかれましては、事業者との打ち合わせ等に関しまして、同様の趣旨で、事前に周知をお願いしたいと考えております。

次に、現在のところ、まだ発生しておりませんが、今後、都職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてです。

基本的な対応として、感染した職員本人は、保健所からの入院勧告を受け入院となります。当該職員の所属する職場は、保健所及び職員本人からの連絡後、職場の所在地を管轄する保健所の指示を受け、濃厚接触者の特定や、消毒場所の確定に積極的に協力し、消毒対応を実施していただきたいと思ひます。

濃厚接触者は、保健所が14日間の健康観察を行います。無症状の職員は、所属長と協議の上、健康観察期間は原則テレワークや自宅勤務を実施していただきたいと思ひます。

また、感染した職員の勤務場所は、当分の間、閉鎖することとなりますが、その範囲は、消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、局において定めていただきたいと思ひます。保健所の了解を得た後に、閉鎖は解除します。また、閉鎖した職場で行っていた業務は、他の部署や事務所で代替することとなります。他の職場において業務を代替できない場合は、消毒完了後に必要な措置を講じた上で、元の職場での業務再開を検討していただきたいと思ひます。

また、職員の感染情報については、所属局が、職員の業務内容、都民サービスの状況、対応策等に加えて、業務の再開見通し等について随時発表していただきたいと思ひます。

こうした基本的対応方針を踏まえ、今後、各局においては、所属職員が感染した場合を想定し、業務休止の可能性、業務を継続する場合の執行場所、全庁的な応援体制を含めた職員の確保などといった視点を踏まえて、対応策の早急な検討をお願いしたいと思います。

なお、これらの取り扱いにつきましては、議会とも一緒に実施してまいりたいと思います。

【危機管理監】

ありがとうございました。次に財務局長からお願いいたします。

【財務局】

私から都庁舎における新型コロナウイルスへの対応ということで、ご報告させていただきます。本庁舎につきましては、すでに、消毒対応強化中でございます。接触感染の原因となる箇所となります手すりやドアノブなどにつきまして、清掃を強化してございます。空調につきましても、湿度を通常よりも高めに設定するというので、少しでも感染防止ということで、対応しているところでございます。

今後でございますけれども、清掃体制を維持していくことが必要でございますので、事業者と体制の調整をしていくところでございます。また、庁舎内で感染症が発生した場合の体制といたしまして、受託事業者の消毒体制の対応の可否及び準備状況の確認をしていくというものでございます。

また、今後、各局に対しまして、財務局のこの取り組みを出先事業所の参考となるように情報提供していくように考えてございます。

もう1点、口頭になりますが、契約発注業務に関連しまして、ご報告させていただきます。

前回の対策会議において、国交省からの通知に基づき、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症への対応について、受注施工者からの申し出があった場合には、発注者として必要な対応をとるよう、お願いしたところでございます。

その後2月28日には、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について、第二弾として都としての具体的な取組内容をまとめて周知しました。

ポイントとなるのは、受注者に対して、3月15日までの工事の中止や延期等について、発注者より受注者に対し、意向の確認を行っていただきたい。その上で必要に応じて契約の変更や工期の延長等を行っていただきたい。都よりアクションを起こしていただきたいというものでございます。

さらに、加えまして、工事請負契約だけでなく、物品買入れ等の委託業務の契約についても必要に応じて納入期限の延長や契約変更等を適切に行うよう別途通知いたしました。この間、合計3回の通知を出しています。各局においては、それぞれの現場の事情に応じて、適切に対応していただければと思います。引き続きよろしくお願い致します。

【危機管理監】

ありがとうございました。次に産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局】

まず、官民におけるスムーズビズの加速化について、口頭でご報告させていただきます。時差通勤やテレワークの推進について、都市整備局と連携し、業界団体や企業への要請を進めております。これまでに、東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、一般社団法人新経済連盟に協力要請を行ったところでございます。また、明日4日（水）には、知事から直接、一般社団法人日本経済団体連合会の中西会長に協力要請を行う予定でございます。引き続き、業界団体等の時差通勤やテレワークの推進に加えて、グループ企業や取引企業への積極的な働きかけを合わせて要請することで、感染拡大の防止を図ってまいります。

続いて、配布資料をご覧ください。企業活動への影響度・実態等に関する調査でございます。この度、新型コロナウイルス感染症の都内中小企業への影響度を把握するため調査を実施いたしまし

た。その結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。調査は、2月19日から21日までの間、電話による聞き取りで、182社から回答を得ています。感染症の中小企業への影響でございしますが、「現在影響が出ている企業」が29.7%、「今後、1か月から半年以内に影響が出ると思う企業」が22.5%でございました。業種別では、宿泊業・飲食業やサービス・娯楽業で影響を受けている割合が高い状況にございます。また、影響の度合いについては、2～3割程度という企業が最も多い状況にございます。「必要な支援策」につきましては、「融資」の割合が高く、その他として、マスク等の衛生資材の供給に関する要望が目立ったところでございます。今後とも、都内中小企業への影響を把握するため、継続的に調査を実施してまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。都営地下鉄の状況におきまして、交通局長からお願いいたします。

【交通局】

まず、資料の米印にありますように、全く影響がない1月20日から24日の週の平均、これをベースにして、これと2月の各週と比較した資料になっております。一番上に、それぞれの時間帯ですけれども、青が6時半から7時半までのラッシュ前、黄色がラッシュ時間帯の7時半から9時半、その後の9時半から10時半ということで、区分をしております。全体を通して、言えることが、2点書いてありますが、全体としてこの1月と比較した場合に、この朝の時間帯全体として、マイナスの方向へ大きく振れていると、全体の利用者数が減っているということが読み取れるかと思えます。それから2点目としまして、いわゆるラッシュ時間帯7時半から9時半、黄色が週ごとに増えておりまして、一番最後の週は、9.47%まで減っているわけですけれども、それと比較して、ラッシュ前の6時半から7時半、最後のところがプラスに転じてまして、ラッシュ時間帯からラッシュ前にピークがシフトしている。時差通勤の効果がでていのではないかと読み取れるかと思えます。先ほど、産業労働局長からもありましたように、大手企業のテレワークの取り組みが2月末

から始まる場所ですとか、都庁での取り組みもこれから本格化しますので、これからも今後どう
いう形で、また推移していくのか、しっかり注視していきたいと考えております。

それから、各局の取り組みのところに、記載しておりますが、大江戸線の都庁前駅に赤外線サー
モグラフィを使用しました「駅ナカ検温コーナー」を設置いたしまして、明日、3月4日から運
用を開始いたします。このコーナーを2か所設置しまして、プライバシーに配慮しまして、測った
お客様にだけ、その情報が見られるという状態にしまして、体温を自己チェックしていただいて、
検温の必要性ですとか、体調管理の重要性をアピールしていきたいと考えております。また、その
コーナーの中では、福祉保健局で作られたチラシを置きまして、体温が高い場合には、そういった
ところにすぐ相談をしていただくという形で広報コーナーとしても活用してまいりたいと、このよ
うに考えております。

【危機管理監】

ありがとうございました。引き続き、各局等の取り組みになりますが、東京消防庁からお願いい
たします。

【東京消防庁】

救命に関する講習を休止いたします。これは胸骨圧迫心マッサージですとか、AEDの取り扱いな
ど実技を伴うものとなりますので、当面の間、期間を定めず、中止ということになります。ただし、
救命講習ですとか、いわゆる、患者等搬送事業者の乗務員再講習につきまして、有効期限等もあり
ますので、これにつきましては、特別措置を弾力的に講じていきたいと考えております。また、火
災予防に関連をした法定講習、防火防災管理者講習ですとか、消防設備士講習、危険物取扱者保安
講習などがあります。これにつきまして、3月2日から3月15日までですでに実施予定であった
23隊2448名分につきましては、休止という形にさせていただきます。後日、開催される講習
への振り替え、または、有効期限の弾力的な運用、受講者に不利益が生じない対応を図っていき

いと考えております。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは、宮坂副知事からお願いしたいと思います。

【宮坂副知事】

私からは、新型コロナウイルス感染症対策専用HP立上げについて説明します。

本日中に、夕方から夜にかけて、東京都が発信してきた様々な情報やデータをワンストップで閲覧できるサイトを立ち上げます。都内の陽性患者数とその内訳、コールセンターに寄せられた相談件数などの、主に数字・データを公開し、グラフ等で示していきます。日々更新される鮮度の高いデータを国内外に示すことにより、現在の東京の状況を、数字・ファクトで知っていただきたいという狙いがあります。また、新型コロナウイルス感染症がご心配な時の、相談窓口のご案内、中小企業の皆様への支援制度などのご案内、保護者の方への、臨時休校中の感染症対応についてのご願いなど、これまで様々な情報発信してきたものを束ねて、導きをしたいと思います。そして、都民の皆様や海外に向けた知事からのメッセージについても掲載していくようにしております。今後、随時、掲載する情報や特に数字・データセットを日々拡充させ、できるだけ数字で現状をお伝えしていきたいと思いますので、これからもしっかりと情報強化をしていきたいと思います。

【危機管理監】

ありがとうございました。それでは最後に本部長からご発言をお願いいたします。

【知事】

改めまして、皆様、ご苦勞様でございます。

1月24日に危機管理対策会議を開きまして、今日は感染症対策本部会議ではございますが、第

11回を数えることとなりました。これまで、見えざる敵、見えないこの敵であります新型コロナウイルス感染症の対策ということで、各局が集中的に取り組んでいただいているところであります。

また、各局の方から前回の対策会議以降の進捗状況、様々な具体的な取り組みを進めていただいている旨、報告があったところでございます。

都立施設の休館や休止、そして、都の職員の出勤一斉抑制など、2月21日から3月15日まで3週間、これを集中的な期間としているわけですが、この間に取り組む事項について、各局とも早急にまた思い切った対応をいただいているところであります。

そして、2月28日に、急遽、国が3月2日からの小・中・高・特別支援学校におけます臨時休校の要請を全国に向けて行ったわけではありますが、都としても放課後児童クラブへの財政支援、そしてまた休校によって、会社を休む必要がでてきた親への休業補償などについて国に緊急要望を行ったうえで、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休校とすることといたしました。

何度も繰り返しますが、この1、2週間の期間が極めて重要であります。そして、何よりも子供たちの健康・安全を第一にしまして、保護者の皆様の生活上の不安を解消する対策、これをきめ細かに検討しながら、そして、大胆に感染の拡大の防止に努めていただきたいと思います。

総務局からの報告もありました都の職員が新型コロナウイルスに感染した場合、どのようにするのか、上下水道、地下鉄・バスなどの都市機能を維持していかなければなりません。都政のBCP、継続をしていく、そして、都民の安全かつ安心な生活を確保していく必要がございます。

職員一人一人が感染を防止するための対策をしっかりと講じるとともに、万が一感染者が発生した場合には事業を継続していくための具体策について、今の段階から速やかに各局で検討を行っていただきたいと思います。

そして、都民の皆様には改めまして感染拡大防止のために適切な行動をお願いいたします。

昨日、専門家による会議のあとで、色々報告がございました。集団感染の事例を分析した結果ということで、「換気が悪い」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」、これらのところについては感染リスクが高いということが発表されております。

都民の皆様方には、当面こうした場所に行くことや集まることを控えていただくこと、強くお願い申し上げます。

また、先週末にかけまして、店頭で、トイレットペーパーやティッシュが品薄になるということ、そのような事態が生じておりますけれども、業界団体等の皆様からの報告では、在庫は十分にありますよと何度もおっしゃっておられます。また、コロナウイルスに関して根拠が不確かな情報が、SNS等で広がっているところがございますけれども、どうぞ都民の皆様方には、デマに惑わされない、そして正確な情報を都のHP、特に今回新たにサイトを設けてまいりますので、ここから入手をしていただいて、冷静な対応を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

国においては、今年度予算の予備費を活用して、第2弾の緊急対応策を取りまとめる方針を示しておられます。都といたしましても、国のこの対策を踏まえて、感染の拡大の抑制、都民の生活、経済活動に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、新たに必要な対策を取りまとめていくことといたします。

各局横断的な検討組織として梶原副知事をトップに「緊急対応策等検討チーム」を設置いたします。各局におきましても更なる対策の検討を今から準備、進めておいていただきたいと思います。

今この時期、感染拡大を終息させるか否か、極めて重要な時期でございます。正念場であります。都民の皆様と一緒にこの難局を乗り越えていきたい、また、見えない敵と戦っている間に、見えなかった社会のニーズ、真の都民のニーズ、何が必要なのかということが逆に見えてきたように思います。前も申し上げましたように、オイルショックの時は、あのショックを機会にですね、太陽光発電の開発が進んだり、ハイブリットの車の開発が競争力をましたという結果をもたらしているんですね。先ほど交通局の方からもご報告がありましたように、実際にコロナに対して、皆さんにお願いをしたところ、例えば、テレワークの実施、時差ビズの実施、我々が言うところのスムーズビズが、ここにきまして、大きく動いている。もちろんですね、路線によっては、時間帯によっては、そうではないよというおっしゃる都民の方もいらっしゃる方と思いますが、今、都営地下鉄が持っているデータを見ましても、今、大きな変化が起こりつつあるということになります。大

義とすれば、感染症対策ですけれども、共感として都民の皆さんが、空いている、快適な、ということがですね、これが共感として残っていくならば、これは大きな新しい社会的な流れにつながっていくのではないかと、私は確信いたしております。ただ、ここは正念場でありますから、気を緩めることなく、特にこの集中期間でしっかりと対策を打っていく、そして、日本全国、同じように色々努力をされている、そういう中であって、都としても最大のこの対応、防止策を進めていくことによってですね、見えざる敵、この新型コロナウイルス感染症に打ち勝っていきたいと思っておりますので、どうぞ、皆さん、よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。各局等も引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、「第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を終了します。